

津市図書館協議会委員の公募に関する要項

(趣旨)

第1 この要項は、津市図書館協議会条例（平成18年条例第279号）の規定に基づき設置する津市図書館協議会の委員のうち、同条例第2条に規定する「公募による者」（以下「公募委員」という。）の選考の実施について必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

第2 公募委員の募集人員は、2人とする。

(募集方法)

第3 公募委員の募集は、広報津、津市ホームページ等への募集告知の掲載により行うものとする。

(応募資格)

第4 応募する者の資格は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有すること。
- (2) 応募日現在の年齢が満20歳以上であること。
- (3) 本市の議会の議員及び本市の常勤の職員でないこと。
- (4) 図書館について関心が高く、年2回程度の会議に出席できること。

(応募方法)

第5 応募しようとする者は、津市図書館協議会委員応募用紙（様式1）を提出するものとする。ただし、任意の応募用紙であっても、所定の応募用紙に定められた内容を満たすものは応募用紙とみなすことができる。

2 提出のあった応募用紙は返却しないものとする。

(選考会議の設置)

第6 公募委員の候補者の選考を行うため、津市図書館協議会委員選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

- 2 選考会議は、教育次長、図書館長及び図書事務長をもって構成する。
- 3 選考会議は、図書事務長が議長となる。
- 4 選考会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 選考会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 選考会議は、非公開とする。

(選考方法)

第7 公募委員の候補者の選考は、選考会議が応募用紙に基づき書類審査により行うものとする。

2 提出のあった応募用紙から次の事項に該当するものを除いて、選考の対象とする。

- (1) 応募用紙の記入内容が、本市の図書館事業の趣旨に照らして、公募委員としてふさわしくないと判断される者
 - (2) 明らかに公募委員に応募する意思がないと判読できる者
 - (3) 当該協議会への出席が困難であると判断される者
 - (4) 応募用紙の主要項目に未記入がある者
- (公募委員の決定)

第8 選考の結果、公募委員の要件に該当する者（以下「該当者」という。）が、募集人員の範囲内であれば、その者を公募委員として決定する。

2 選考の結果、なお該当者が募集人員を超えるときは、抽選によって公募委員を決定する。なお、抽選に当たっては、原則として本人の参加を求めるものとする。

第9 応募者が募集人員に満たなかったとき、又は選考の結果、該当者が募集人員に満たなかったときは、欠員とする。

(選考結果の通知)

第10 選考結果の通知は、選考の結果にかかわらず、速やかに応募者全員に通知するものとする。

(委任)

第11 この要項に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、津市教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月4日から施行する。